

○新潟市ほたるの里交流館条例

平成17年12月22日条例第153号

改正

平成18年12月21日条例第71号

新潟市ほたるの里交流館条例

（設置）

第1条 木材を使用した施設を市民の利用に供し、木の良さを市民に広めることにより木材の需要の拡大を図り、林業の振興に寄与することを目的として、新潟市ほたるの里交流館（以下「交流館」という。）を新潟市西蒲区福井4067番地に設置する。

（施設）

第2条 交流館に、次に掲げる施設を置く。

- （1）ホール
- （2）研修室
- （3）交流室

（休館日）

第3条 交流館の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、臨時にこれを変更することができる。

- （1）1月及び12月を除く月の第1水曜日及び第3水曜日並びに1月及び12月の第3水曜日（それらの日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たる場合は、その翌日）
- （2）1月1日及び12月31日

（開館時間）

第4条 交流館の開館時間は、午前10時から午後10時までとする。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、臨時にこれを変更することができる。

（利用の許可）

第5条 研修室又は交流室（以下「研修室等」という。）を利用しようとするものは、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更するときも同様とする。

（利用の制限）

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、研修室等の利用を許可しない。

- （1）交流館の設置の目的に反すると認められるとき。
- （2）公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認められるとき。
- （3）前2号に掲げるもののほか、市長が交流館の管理上支障があると認めるとき。

（利用取止めの申出）

第7条 研修室等の利用の許可を受けたもの（以下「利用者」という。）は、研修室等の利用を取り止めようとする場合は、市長にその旨を申し出なければならない。

（使用料）

第8条 市長は、利用者から別表に掲げる使用料を徴収する。

（使用料の徴収時期）

第9条 使用料は、市長が研修室等の利用を許可するときに徴収する。ただし、市長は、特別の理由があると認める場合は、別にその使用料の納付期日を定めることができる。

（使用料の免除）

第10条 市長は、規則で定める特別の理由があると認める場合は、その使用料の全部又は一部を免除することができる。

（使用料の還付等）

第11条 市長は、第15条第2項の規定により研修室等の利用の許可を取り消した場合は、その取消しに係る既納の使用料を還付する。

2 前項に規定する場合のほか、既納の使用料は還付しない。ただし、市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その使用料の全部又は一部を還付することができる。

- （1）利用者がその責めに帰すことができない理由によって研修室等を利用できなかった場合
- （2）利用者が規則で定める日までに第7条の規定による利用の取止めの申出をした場合
- （3）前2号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認める場合

3 市長は、第9条ただし書の規定による使用料の納付期日の決定を受けて、その使用料を納付していない利用者が前項各号のいずれかに該当する場合は、その使用料の全部又は一部を徴収しないことができる。

（許可外の利用の禁止）

第12条 利用者は、研修室等をその許可を受けた目的以外の目的に利用し、又は第三者に利用させることができない。

（行為の制限）

第13条 利用者及び交流館に入場したもの（以下「利用者等」という。）は、交流館において、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第5号に規定する行為については、市長の許可を受けた場合は、この限りでない。

- （1）施設、設備、資料、物品等を損傷し、又は亡失すること。

- (2) 指定の場所以外の場所で火気を使用すること。
- (3) はり紙若しくははり札をし、又は広告をすること。
- (4) 物品を販売すること。
- (5) 募金、署名活動その他これらに類すること。
- (6) 他の利用者等に迷惑を及ぼすこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が交流館の管理上支障があると認める行為
(許可の条件)

第14条 市長は、この条例の規定による許可(以下「許可」という。)に交流館の管理のため必要な範囲において条件を付けることができる。
(許可の取消し等)

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当するものに対し、許可を取り消し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは交流館からの退去を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反しているもの
- (2) 許可に付けた条件に違反しているもの

2 市長は、交流館の管理上又は公益上の理由により特に必要があると認める場合は、利用者等に対し前項に規定する処分を行うことができる。

(損害賠償)

第16条 利用者等は、交流館の施設、設備、資料、物品等を損傷し、又は亡失した場合は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、やむを得ない理由があると認める場合は、損害額の全部又は一部を免除することができる。

(指定管理者による管理)

第17条 市長は、交流館の設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって、市が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に交流館の管理を行わせることができる。

(指定管理者の指定の手続)

第18条 交流館の指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他規則で定める書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請をしたもののうち、提出された事業計画書等により、次に掲げる基準に最も適合していると認めるものを、交流館の指定管理者として指定するものとする。

- (1) 交流館の平等利用が確保されること。
- (2) 交流館の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有していること。

(指定管理者の業務の範囲)

第19条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 休館日又は開館時間の変更に関する業務。ただし、休館日又は開館時間を変更しようとする場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
- (2) 研修室等の利用の許可に関する業務
- (3) 使用料の納付期日の決定及び免除に関する業務
- (4) 第15条の規定による退去等の命令に関する業務
- (5) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (6) その他交流館の管理上、市長が必要と認める業務

(秘密を守る義務)

第20条 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(個人情報の取扱い)

第21条 指定管理者は、個人に関する情報(以下「個人情報」という。)の漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の施行の日前になされた第18条の規定による指定管理者の指定の手続に相当する手続は、同条の規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成18年条例第71号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

別表（第8条関係）

室名	使用料の額（1時間当たり）（円）
研修室	1,400
交流室1	
交流室2	

備考 上表の左欄に掲げる施設のいずれかを2分の1に区切りその2分の1のみを利用する場合の使用料の額は、同表の右欄に定める額の2分の1に相当する額とする。
